



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

**Q1** 社会保険に加入していない法人に対して、加入しないと2年間の保険料を払いなさいと指導しているようですね。必ず加入しなければいけないのでしょうか？

**A1** 日本年金機構は、本来なら加入しなければならぬ「法人」に対しての指導を強化しています。

「法人」は強制適用であり、たとえ社長一人だけの法人でも加入義務があります。(株式会社・有限会社・合資会社・合同会社・合名会社などすべての法人事業所が対象です)

一方、個人事業では5人未満では任意加入となりますが、一部の業種を除き、5人以上の従業員を使っている事業は加入義務があります。5人以上の従業員がいると言うことは、家族経営を超えて他人を使う事業規模であるから、社会的責任があるという理由です。

「老後の収入が少ない」、「障害があり働けない」、「配偶者に死なれ収入がなくなった」、このような時のために年金制度があるのです。会社も保険料を負担する厚生年金制度は、国民年金より手厚い補償があり、働く人たちの万に備える制度になっています。会社の負担が増えるから、給料の手取りが減るから厚生年金保険に加入したくない、という理由は通りません。

法人で社会保険に加入していないと、会社に「日本年金機構」から突然、2ヶ月後の期日を指定した手紙が来ることがあります。「2ヶ月以内に自主的に加入の届出をお願いします。指定日までに入らなければ立入検査を実施し、最大2年間の保険料を遡って(24ヶ月分)まとめてお支払いいただくこととなります」という内容です。

過去には、社会保険料を払えないからと社会保険事務所に申し出て、やめる事ができた事もありましたが、現在ではそのような対応はありません。経営は厳しいかも知れませんが、コンプライアンスを守って「健全な経営」を目指しましょう。

**Q2** 特に建設業には厳しいようですね。指名停止のニュースにはびっくりしました。どこでもそうなのですか？

**A2** 建設業の社会保険の加入率が元請では83%、一次66%、二次57%、三次58%(26年10月現在)という実態でした。国土交通省は、平成29年度には許可業者の加入率100%を目指す方針を立てました。

建設業は、元請が工事を受注し、協力会社である下請へ発注するという仕事の流れがあります。元請から下請けに発注する際、従業員に払う法定福利費を含んでいない場合があり、下請企業が社会保険に加入しにくいという事情もあるようです。また、若者が建設業で働きたがらないのは、社会保険に加入できない等、処遇が悪い事が原因の一つであり、このままでは基幹産業の一つである建設業が衰退するとの危機感から「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が作成されました。このガイドラインに沿って、公共工事や大手元請企業には適正な法定福利費が確保できる見積書を作成するように指導されています。

この指名停止のニュースは近畿地方整備局で起こったことです。同局が発注した会社が社会保険に加入していない一次下請けを使用したとして「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく1ヶ月の指名停止を行いました。社会保険未加入で排除措置が実施されたのは全国で初めてです。その元請業者には下請けとの契約金10%に相当する制裁金のほか、工事成績評定における減点処分も科されました。一次下請けはすぐに社会保険に加入しました。

「法人は社会保険に加入義務がある」と法律では決められていても、実態では目こぼしがありましたが、いよいよ正しく運用されるのは嬉しいというのが私の感想です。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980